

令和7年度事業計画

1. 基本方針

急激な少子高齢化や人口減少の進行により、地域における高齢化率の増加が顕著になるなか、高齢者が地域経済の一員となり地域社会への貢献を果たすシルバー人材センターの役割はますます重要なものとなっています。

このような状況から、地域に滞在している人材に向けて積極的に新規入会活動の取り組みを促進し、シルバー事業の最重要課題である「会員の拡大」及び「就業機会の拡大」に努めます。

また、令和6年11月に施行された「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス新法）」に伴い新たな契約方法の移行に向けて、発注者・会員への周知が重要となりますが、シルバー人材センターを取り巻く状況は毎年大きく変化しており、事務量の増大、煩雑化などの問題が危惧され、事務処理体制の整備を含め円滑な移行を進めていかなければなりません。

今後は業務効率化や経費削減など、経営の安定を図る上でもデジタル化の推進を目指し、より一層会員がデジタル技術を理解し、適切に活用出来るスキルの向上に積極的に取り組んでいきます。

こうしたことから、当センターではシルバー事業発展のために、適正就業ガイドラインに沿った業務運営に努めながら「会員（女性会員）の拡大」、「就業機会の拡大」に会員及び役職員が一丸となって取り組み、安全就業を推進しながらセンター活動の促進を図って参ります。

2. 就業機会提供事業

(1) 就業機会の提供

高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与するため、一般家庭、民間企業、官公庁等からの臨時的かつ短期的な業務又はその他軽易な業務の受注に努め、請負又は委任により会員に就業機会の提供を行います。

(2) 有料職業紹介事業

臨時的かつ短期的な就業又はその他軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する会員を対象として、公益社団法人青森県シルバー人材センター連合会と連携し、法令を遵守した適正な「有料職業紹介」事業を行います。

(3) 労働者派遣事業

臨時的かつ短期的な就業又はその他軽易な業務に係る就業を希望する会員を対象として、公益社団法人青森県シルバー人材センター連合会と連携し、法令を遵守した適正な「労働者派遣」による就業機会の提供を行います。

3. 就業機会確保事業

(1) 安全・適正対策推進事業

事業運営の重要課題である就業途上・就業中における事故の撲滅並びに適正就業の確保のため、各種技能講習会及び会報等を通じて事故防止の徹底を図ります。さらに、安全・適正就業推進委員会の開催及び巡回パトロールの強化とともに会員の安全意識の高揚に努めます。

(2) 普及啓発事業

ホームページを活用し、よりシルバー人材センターの役割を広く地域社会にPRするとともに、入会の促進と就業機会の拡充に努めます。

また、毎月発行している「事務局だより」での情報提供をより充実させ、会員の就業意識の啓発に努めるとともに、七戸町・東北町の広報及び新聞への折込みチラシや地域のイベント等へ積極的に参加し普及啓発に努めます。

さらに、4月から9月までの毎週火曜日に新規会員入会説明会を開催し、入会促進を図ります。加えて、県下一円で開催される「シルバーの日」には、ボランティア活動を通じて地域密着型のシルバー事業の普及に努めます。

(3) 就業開拓提供事業

多くの会員に就業機会を提供できるように就業分野の開拓に取り組むほか、一般家庭、民間企業、官公庁等への情報提供を積極的に行います。

さらにグループ就業やローテーション就業等を推進しながら、就業機会の提供に努め、就業上のミスマッチ解消のため、研修会や講習会等の場を通じて会員との情報交換に努めます。

(4) 訓練研修事業

就業会員の知識と技術の向上、また需要の多い剪定作業における後継者育成を目的として、ベテラン会員による実技指導を交えた実践講習や高齢ドライバーの交通事故多発により運転マナーや交通ルールの再確認のための講習会も実施予定です。

発注者の満足度アップを図るためにも、各種技能講習会及び研修会を実施し、会員の就業意欲の向上を図ります。

また、既存会員にも職種転換等により就業を希望する場合にも参加できるよう技能講習を実施し、人手不足分野等での担い手不足の解消を目指します。

4. 法人管理事業

(1) 福利厚生事業

会員相互の親睦・交流を図りながら働く喜びと生きがいの充実のため、研修を兼ねて実施します。